

令和8年4月9日

## 子どもたちがよりよく成長するために（令和8年度）

北九州市立ひびきが丘小学校

校長 小松 正則

この『子どもたちがよりよく成長するために』の項目の中には、法的には規制されていないもの（学校に持ってきてはいけない物や放課後の過ごし方等）もあります。

しかし、この『子どもたちがよりよく成長するために』は、学校という【多様かつ心身ともに発達途上の子どもたちが集まった社会】の中で、お子さまの学校生活の安全を守り、かつ、限られた学習時間を有意義なものにするために、学校として特に、子どもたちに求めたいことであり、保護者の皆様にご理解とご協力をいただきたいものです。どうぞよろしくお願いいたします。

### 【登下校について】

- ① 登下校は決められた通学路を通る。登校時間は、7:45～8:20です。  
下校は特別な用事を除き、遅くとも午後4時30分までに下校する。  
(防犯上の視点からも、早く来すぎたり、遅刻したりしないようにお願いします。)
- ② 欠席や遅刻する場合は、原則、teturuにて、当日の8:30までに連絡をお願いします。
- ③ 習い事や病院へ行くときも、一度家に帰ってから行かせるようにしてください。通学路以外での事故はスポーツ振興センターの保険の対象外となります。  
(通学路ではない道を通るときは、担任にお知らせください。)

### 【学習のきまりについて】

- ① 学習に必要なものを持って来ない。(キーホルダーやお守りを含む。防犯ブザーは可。)
- ② 鉛筆を使用する。シャープペンシルは持って来ない。(鉛筆の持ち方や筆圧指導などの為)
- ③ 筆箱の中には、以下の物を入れる。  
・鉛筆を5本(家で研いでおく) ・赤鉛筆・青鉛筆を1本ずつ ・よく消える消しゴム  
・定規(折りたたみ式でないもの) ・名前ペン(油性ペン)  
(学習規律や学習への集中の視点からボールペン・蛍光ペンなどのペン類、必要以上の数の鉛筆、消しゴムを持って来ない。)
- ④ 具合が悪い等の理由で、学習を見学する時は、保護者が連絡帳に記入をお願いします。

### 【体育科の学習について】

- ① 体育科の学習では、体操服と紅白帽子を着用する。また、靴は運動しやすいものを着用する。  
(体操服は、毎週月曜日に持って来る。学校行事等でも使うことがあります。)
- ② 体育科の学習で、寒い時は冬用の体操服を着用する。体が温まるまで上着を着てもよいが、体温調節や動きやすさの観点から、半袖の下に長袖を着たり、タイツをはいたりしない。
- ③ 水泳学習の期間は、くしを持って来てもよい。

### 【校内生活について】

- ① アクセサリーなど、学習に必要なものは身に付けない・持って来ない。
- ② 必要のないお金は持って来ない。
- ③ 一度登校したら、忘れ物を取りに帰るなど、勝手に校外に出ない。
- ④ 校内では名札を左胸に付ける。
- ⑤ 持ち物には必ず記名をする。
- ⑥ 染色や脱色など、頭髪等に加工しない。
- ⑦ 冬場の登下校の際はマフラー、ネックウォーマー、手袋を着用してもよい。
- ⑧ 葉やリップスティック、ハンドクリームなど、健康上必要な場合は、学校に相談する。
- ⑨ 教師の許可なくベランダや屋上へ行かない。

### 【放課後・その他について】

- ① 放課後は、学校に遊びに来ない。
- ② 放課後、家を出るときは「行き先・帰る時刻・誰と遊ぶか」を家の人に伝え、暗くなる前に帰る。
- ③ 自転車は、交通のきまりを守り、正しい乗り方をする。(可能な限りヘルメットを着用する。)
- ④ 子ども同士で、校区外やゲームセンター、カラオケボックスなどに行かない。  
(用事がないのに、コンビニやスーパーなどにも行かないようにする。)
- ⑤ 駐車場や歩道・坂道など、危険な場所で遊ばない。
- ⑥ 金品の貸し借り、物の貸し借りをしない。
- ⑦ 食べ物や品物を友達から買ってもらったり、買ってあげたりしない。
- ⑧ 留守の家へ上がって遊ばない。家で遊ぶときは、必ずお家の方がいるときにする。
- ⑨ 地域の方や周りにいる人の迷惑になる遊びをしたり、場所にいたりしない。

### 【保護者の方へのお願い】

- ◇学校への登下校は学校の管理下になっていますので、放課後、習い事等に行く場合も一度、家に帰ってから行かせてください。
- ◇学習参観等の際、車でのご来校はご遠慮ください。近隣の方へご迷惑をおかけすることになりますので、ご協力ください。
- ◇学校では、児童の携帯電話やスマートフォン等の持ち込みを禁止しています。また、携帯電話、スマートフォン、ゲームなどでのトラブルに関しては、保護者間で解決して頂くことになります。ご理解をよろしく願います。

